

「下田市犯罪被害者等支援条例（案）」逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市における犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、その直接的な被害に加え、周囲の無理解や心無い対応などによる間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。

このような状況の下、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）が制定されました。この法は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等の支援の施策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明記し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しています。

本条は、法に基づき、犯罪被害者等支援条例に規定している事項を集成して規定した上で、本条例の目的として、「犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること」を規定したものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- （2） 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- （3） 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び穏やかな生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- （4） 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- （5） 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- （6） 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が当該犯罪等に関連して被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- （7） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等に対する被害をいう。
- （8） 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

【解説】

本条は、本条例における用語の定義について定めるものです。

- (1) 犯罪等とは、法第2条第1項に準拠し、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とします。
- (2) 犯罪被害者等とは、法第2条第2項に準拠し、犯罪被害者本人だけでなく、その家族又は遺族を含めます。本人だけでなく、その家族又は遺族も犯罪等により家族を失うなど生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるためです。
- (3) 犯罪被害者等支援とは、本条例の目的である「犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」のため、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復させ、又は軽減し再び平穏な市民生活を営むことができるようにするための取組をいいます。犯罪被害者等の支援に関する具体的な施策については、本条例の第7条から第11条に規定しています。
- (4) 市民とは、下田市の住民基本台帳に記録されている者とします。また、市民には、外国人も含まれます。
- (5) 市民等とは、市民だけでなく、市内に居住する者、通勤する者、通学する者及び市内で事業を行う法人その他の団体又は個人とします。犯罪被害者等の支援については、社会全体の理解とそれに基づく協力が重要となることから、地域のすべての人々を明確にしています。
- (6) 二次的被害とは、犯罪被害者等が、周囲の人から配慮に欠ける言動、インターネット等での誹謗中傷又は報道機関等による過度な取材若しくは報道により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他犯罪被害者等に関して間接的に生じた被害とします。犯罪被害者等が受ける被害は、加害者のみならず、第三者の行為によっても生じうるものであるため、二次的被害を明確にしています。
- (7) 再被害とは、犯罪等により被害を受けた者が、再び同じ加害者から生命、身体、財産等の被害を受けることとします。犯罪等のうちストーカー、DV、児童虐待等は、犯罪被害者等が同じ加害者から一度のみならず、再度被害を受ける可能性が高いため、再被害を明確にしています。
- (8) 関係機関等とは、国、静岡県、静岡県警察本部その地方公共団体、犯罪被害者等支援センター等の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体及び弁護士等犯罪被害者等の支援に関係する者とします。犯罪被害者等の支援は、市が単独で行うものではなく、国や県、民間の支援団体などが連携協力して取り組んでいく必要があることから、関係機関等を明確にしています。

犯罪被害者等基本法

(定義)

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 【省 略】

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないよう、二次被害の発生防止に十分配慮して行われなければならない。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本的な方向性について定めるものです。

第1項は、誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることから、市民の一員として当然に保証されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重した支援を行うことについて規定しています。

第2項は、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開するため、犯罪被害者等の具体的な事情を正確に把握し、個々の事情に応じて適切に実施すること及び犯罪被害者等の支援を受けることができるよう、途切れることなく実施することについて規定しています。

犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまでには、長期的な時間を要するため、時間の経過とともに犯罪被害者等が直面する問題が様々に変化し、それに伴い、必要とされる支援内容、適用される制度、担当機関等が変わることがあることから、制度や担当機関が変わっても継続性をもって途切れることのない支援を行うことを明らかにしています。

第3項は、犯罪被害者等の二次的被害及び再被害の防止等に配慮した支援を実施していくことについて規定しています。

犯罪被害者等の支援は、窓口、医療、福祉の場等での配慮に欠ける対応若しくは周囲の人の言動などの二次的被害の防止又は一時保護などによる再被害の防止により、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害されることのないよう実施されなくてはならないことを明らかにしています。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を合理的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、犯罪被害者等支援のための施策の実施に当たっては、関係機関等との連携に努めるものとする。

【解説】

本条は、第3条に規定する基本理念を受けて市が果たすべき責務について明記しています。

市は、犯罪被害者等の支援に関する施策について、関係機関等と連携を図りながら、策定及び実施をしていくことについて責務が課されています。

犯罪被害者等の支援のための施策の具体的な内容は、第7条（見舞金の支給）、第8条（日常生活の支援）、第9条（安全の確保）、第10条（居住の支援）及び第11条（市民等の理解の

促進) をいいます。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を与えることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、第3条に規定する基本理念を受けて、市民等が果たすべき責務について明らかにしています。

犯罪被害者等は、地域に生活する一市民であり、その支援を実行的なものとするためには、地域社会全体の協力が不可欠です。周囲の人の無理解等によって生じる二次的被害の発生防止に努めるなど犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援について理解を深めるとともに、市や関係機関等が実施する施策に協力することに努めることを定めています。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談情報提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

本条は、第1項では、犯罪被害者等が直面する困難な状況が多岐にわたり、犯罪被害者等の支援は多様な支援が求められることから、市が犯罪被害者等に対し、必要に応じて相談に乗り、情報提供を行い、助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行っていくことについて定めています。

関係機関等との連携により、確実に犯罪被害者等の支援の実効性を高めるとともに、犯罪被害者等の人権を最大限尊重しなければならないことから、個人情報の取扱いについては特段の配慮を強く求められることとなります。

第2項では、犯罪被害者等に適切な情報提供を行う総合的対応窓口を市に設置することを定めています。

本市では、福祉事務所がその役割を果たし、ワンストップ窓口として関係する部署若しくは関係機関等で利用できる支援制度の案内又は関係機関等に関する情報提供若しくは橋渡しを行います。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給することができる。

【解説】

本条は、市が本市に住所を有する犯罪被害者等に対して見舞金を支給することについて規定するものです。

見舞金とは、死亡や傷害等の犯罪等の被害の程度に応じて、一定額を一時金として支給するもので、犯罪等により死亡した市民の遺族又は重症病を負った犯罪被害者等に対して、生活費、医療費等の経済的負担の軽減を図るために、市が犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うことができることを定めています。

また、犯罪被害者等のうち見舞金を支給できるものは、規則で定めるものとし、国の犯罪被害者等給付金の支給と同様に犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻も含みます。）があるとき、犯罪行為を誘発したとき、又は社会通念上適切でない認められるときは、見舞金は支給しないものとします。

（日常生活の支援）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の日常生活の支援をするため、必要な支援を行うことを規定しています。

犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるよう必要と認める支援を行うことを定めています。

犯罪等により精神状態が不安定になるなど日常生活に支障が生じた犯罪被害者等に対し、病院等の付添い、申請手続の補助、医療・福祉サービスなど平穏な日常生活を営むことができるようになるための支援を行います。

（安全の確保）

第9条 市は、犯罪被害者等が二次的被害、再被害及び更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護その他必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等に対する二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、必要な施策を市が講ずることを規定しています。

犯罪被害者等の安全を確保するため、SNS等での誹謗中傷等による二次的被害、加害者からの再被害の可能性があり、関係機関等が一時保護をすることが適切であると判断した場合は、市が専門の施設への入所を支援することを定めています。

（居住の支援）

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居その他必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を市が講ずることを規定しています。

市営住宅の入居者の資格を緩和し、犯罪被害者等の単身での入居を可能とし、優先的な入居についても配慮します。

(市民等の理解の促進)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について市民等の理解を深めるよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援について市民等の理解を促進するため、市が必要な施策を講ずることを規定しています。

社会全体で犯罪被害者等の支援が行われるように市民等が犯罪被害者等の置かれている状況や必要としている支援についての理解を深め、そのことが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の発生を防止することにもつながることから、市が市民等に対し、犯罪被害者等に関する広報活動、啓発活動等を行うことを定めています。

(犯罪被害者等支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

【解説】

本条は、犯罪被害者等に対し支援を行うことが、社会通念上適切でないと認められるときは、市は支援を行わないことができることを規定しています。

犯罪被害者等自身が犯罪等を誘発したとき又は社会通念上適切でないと認められるときは、市は犯罪被害者等の支援を行わないことができることを定めています。

「社会通念上適切でないと認められるとき」とは、犯罪被害者等自身が下田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であるとき等が想定されます。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定めることを規定しています。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行し、第7条の規定は、同日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

(下田市営住宅条例の一部改正)

2 下田市営住宅条例（平成9年下田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

(9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（前号に該当する者を除く。）でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（以下この号において「犯罪等」という。）により収入が減少し、現に居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

第9条第4項中「及び市長」を「、市長」に改め、「としているもの」の次に「及び第6条第2項第8号又は第9号に規定するもの」を加える。

【解説】

本附則第1項は、施行期日等について定めるものです。

本附則第2項は、本条例の施行に伴い、下田市営住宅条例（平成9年下田市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）の一部を改正することについて定めるものです。

市営住宅条例第6条第1項本文の規定では、市営住宅の入居の資格として、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の予約者を含む。）があることとしています。が、例外的に、市営住宅条例第6条第1項ただし書において、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、単身で入居することができる旨を規定しており、犯罪被害者等についても、同居親族がない場合において、市営住宅に入居することができるようにするため、下田市営住宅条例第6条第2項第9号へ追加するものです。

また、市営住宅条例第9条第4項は、DV被害者及び犯罪被害者等について、市営住宅に優先的に入居できるようにするため、市営住宅条例第9条第4項に追加するものです。